

石瑠、……進拝尚書右丞、天長觀災、詔有司營繕、有司闢民居、以弘大之、費錢三十萬貫、……十年二月、……

とあり、石瑠が右丞となったのは大定七年のことであるから、大定の七年、もしくは八から十年の間ということになる。

(大定七年二月) 丙申、以參知政事石瑠為尚書右丞、

(『金史』卷六、世宗紀)

『大金集礼』の同条には、続いて世宗による南京開封の諸道觀再修の事が記されている。

大定□年、獻言者、以南京上清宮・中太一宮・佑神觀・延祥觀・葆真觀、年深損壞、宜檢料修完、從之、其修訖、殿廊七百餘間、令道士看管、幕官一員、提控相沿交割、

27 三上次男「金代中期における女真文化の作興運動」(『金史研究』三所収、一九七三)。

なお、世宗の国粹保存策について、野上氏が「世宗の施政の根本には、女真中心の国粹主義と儒教の王道仁義の教があった。大定二十三年九月命じて易・書・論語・孟子などを女真字に訳して頒行せしめたが、それは全く女真人をして仁義道德の所在を知らしめるために外ならなかった。世宗は政治学説としての儒教の価値を認めたのである。」と論じられたのは、蓋し卓見である。「(金帝室と仏教) — 『遼金の仏教』一九三頁) 世宗自身は女真文化の振興を意図したのであろうが、儒教の根本經典を翻訳せしめるとするのは、女真の意識思想を逆に中国化することに外ならない。世宗の日頃の政治方針が、そこに自と現われたと言わなければならない。また

28 先掲野上氏「金帝室と仏教」、窪氏「中国の宗教改革」など参看。また矢島玄亮編『中国仏道年譜』(修訂増補版、一九七四)、「道教年表」(『道教』三所収、一九八三)などは間々誤りが見られるもの、仏道史を通覧するには至って便利なものである。

29 『金史』卷四六、食貨志、戸口の条に更に詳しい。

明昌元年正月、上封事者言、自古以農桑為本、今商賈之外、又有仏老、与他游食、浮費百倍、農歲不登、流殍相望、此末作傷農者多故也、上乃下令、禁自披剃為僧道者、

30 『婦潜志』卷八、王脩伝

……自是京輦肅清、人莫敢犯、世宗深見知、故公得行其志也、

31 先掲外山氏「金朝政治の推移」(『金朝史研究』五一頁)

32 『金史』卷一〇六、張暉伝

承安元年八月壬子、……上復問曰、僧道三年一試、八十而取一、不亦少乎、对曰、此輩浮食、無益有損、不宜滋益也、上曰、周武帝・唐武宗・後周世宗皆賢君、其寿不永、雖曰偶然、似亦有因也、对曰、三君矯枉太過、今不毀除、不崇奉、是為得中矣、

張暉は先に「僧道は宜しく滋益すべからず」と強く論じながら、後では「毀除せず、崇奉せず。これを中を得ると為す」と語気を弱めて提言している。章宗の意を示唆する興味ある会話である。

33 先掲野上氏「金帝室と仏教」

34 『帝京景物略』卷四、雙塔寺の条に、

海雲、名印簡、……年十一、納具足戒、已能開衆講義、濟衆凶歲、金宣宗聞之、賜号通玄広惠大師、

とあり、宣宗は海雲の名声を聞いて、通玄広惠大師の号を賜与したという。『金史』卷六四、后妃伝に、

昭聖皇后劉氏、遼陽人、天眷二年九月己亥夜、后家若見有黄衣女子入其母室中者、俄頃后生、性聰慧、凡字過目不忘、初読孝経、旬日終卷、最喜仏書、

とあり、昭聖皇后すなわち宣宗の母は遼陽の出で、幼少より仏書を喜んだといい、またその亡くなった時には「それは戦災の中であつたが「樞が寺に安置されたというから、恐らく仏教の信徒であつたであろう。宣宗がその影響を受けて、仏教に親しんでいた可能性もある。

(貞祐二年四月) 戊戌、奉遷昭聖皇后柩于新寺、……癸卯、權厝昭聖皇后于新寺、

35 窪徳忠「長春真人とその西遊」(『東洋文化研究所紀要』二九、一九六三)など参看。 (『金史』卷一四、宣宗紀)

36 金朝の経済政策が努力の甲斐もなく終始うまく運ばなかった事は、『金史』卷四六、食貨志の冒頭総説に審かである。食貨志の撰者はこうも言っている。「金の食貨を志す者は、これが為に巻を掩いて興慨せざる能わず。」

7 註6参看。

8 外山軍治「金朝政治の推移」(『金朝史研究』所収、一九六四)

9 同右。

10 註6参看。

11 北宋末にこうした話が残っている。

靖康元年十二月、……散榜、根括金銀甚急、又詔鬻爵開列官資、榜価直募人承買、及僧道紫衣師号等、掲榜旬日、不聞有応募者、

(『靖康要録』卷一)

王朝が將に倒れんとするとき、紫衣師号等を官売しても、誰も見向きもしない。時は變つても同様の状況が繰り返されたに違いない。

12 拙稿「金代女真の信仰—仏教の受容について—」(『東海女子短期大学紀要』九、一九八三)

13 『仏祖歴代通載』卷二〇

丙寅、金復賜清惠仏智護国大師号、登国師座、特賜金襴大衣及所用珍異、其欽敬古所未有、帝后親奉接足礼授、

14 皇統の新律については、仁井田陞「金代刑法考」(『中国法制史研究』刑法篇所収、一九五九)、葉潜昭「金律之研究」(私家版)参照。

15 先掲外山氏「金の海陵王」

16 この事件は貞元三年(一一五五)のことである。『金史』卷五、海陵紀に、(貞元三年)三月壬子、以左丞相張浩・平章政事張暉、每見僧法宝、必坐其下、失大臣体、各杖二十、僧法宝妄自尊大、杖二百、

とある。

17 『金史』卷五、海陵紀

(正隆二年)十月壬寅、命会寧府、毀旧宮殿・諸大族第宅及儲慶寺、仍夷其址、而耕種之、

18 『金史』卷六、世宗紀、大定二年正月の条に、甲戌、除迎賽神仏禁令、

とあり、海陵の代に禁令の敷かれた事を知り得る。

19 たとえば『金文最』卷三五、滕県興国寺新修大殿碑に、……諸善知識、皆大歡喜、争相捨施、咸助建修、以至財用不之、材木有余、於是及戒匠氏、斲削必精、及厲陶人、剛柔得宜、乃督工役、興

作有序、至大定十年、殿迄於成、所歴踰二十載、所費幾一十萬、簷楹棟戶戶牖階除、靡不雄偉堅固、大哉殿乎、輪焉奐焉、上可以称聖像之居、下足以聳一方之視、由是人人崇敬、載瞻載仰、自然降伏、其心遷善遠罪、而不自知也、

とあるように、海陵の世にもなお、荘麗な大殿の宮建が為されていた。(傍点筆者)

20 先掲拙稿「金代女真の信仰—仏教の受容について—」の一四頁下段の文に誤る所があった。お詫びして左の如く訂正する。

『山西通志』には、貞元三年、海陵が峨眉南麓の寿聖寺を勅修したことも記されている。

21 三上次男・外山軍治「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛乱」(『東洋学報』二六—三、四、一九三九)、また先掲外山氏「金朝政治の推移」など参看。

22 拙稿「金代宗教史料小考—『仏祖歴代通載』と『釈氏稽古略』について—」(『東海女子短期大学紀要』一〇、一九八四)

23 外山軍治「金朝治下の契丹人」(『金朝史研究』所収)、陳垣「南宋初河朔北新道教考」卷二、官府之猜疑第九など参看。

24 詳細は拙稿「金大定二十年の寺觀等存留制限」(『印度学仏教学研究』二七—二九)を見られたい。

25 李氏と清安寺については、拙稿「金代遼陽の清安寺について」(『印度学仏教学研究』二九—三一)参看。

26 世宗の天長觀に於ける儀式の次第が『大金集礼』卷三七、雜祠廟の条に見えている。

宮觀

大定〇年、賀幸天長觀拜数、天長觀、再修建畢、命侍講鄭子聃、撰碑文、於二十九年九月立石、前期一日、所司設幄次於觀内、至日、皇帝便服出宮、導從如常儀、百官奉迎於觀門外再拜、皇帝至幄次、百官先於殿階

下立、班俟班齊、皇帝玉袍帶、宣徽使前導、至三清殿神位前再拜、百官皆再拜、皇帝三上香復再拜、百官皆再拜、禮畢、至昊天上帝閣下、

如上儀、百官亦分班陪拜、特旨、上香礼畢、太子升殿上香、

右に記された天長觀再修の年次は、『金史』卷八八、石琚伝に、

など望むべくもなかった。

北地より出た素朴民族は中華の高度な経済を治めきれなかった。また四囲を強国に隣したことも弱点であった。金は終始漫性的な財政難に悩み、外交に苦しんで、結局これを好転させることが出来なかった。<sup>(36)</sup>それは同時に金の宗教政策の破綻でもあったのである。

金の宗教を「盛んであった」とするのは必ずしも誤りではない。各皇帝は大抵漢地宗教に理解を示し、個人的に信奉する者も出、立派な僧道を顕彰することに吝でなかった。しかし上述の如く、道仏二教の盛況は、健康な宗教界の然らしめた所ではなかった。金朝歴代の皇帝が基本的に宗教教団を肅清する方針をとり続け、その施策に苦心したことを決して看過してはならない。

残念なことに一部の論著には、金の宗教界の盛況を述べて、それに対する金朝の姿勢を説くことを疎にしているものが見受けられる。また中には、皇帝が道観に幸すればすぐさま道教を篤信しているとし、寺院に赴けばそのまま仏教教団全体に保護を与えたとするなど、疑問を懐かされるものも間々ある。ただ小論も所謂通説に対して幾つもの異論を掲げながら、慎重を欠いた所がないではない。共に識者の叱正を須たなければならない。

註

- 1 野上俊静「金帝室と仏教」、一九三四、「金の財政策と宗教教団」、一九三九（共に『遼金の仏教』所収、一九五三）、陳垣『南宋初河北新道教考』（一九六二）、窪徳忠「金元時代に於ける道教の概説」（『北亜細亜学報』二二、一九四三）、『中国の宗教改革—全真教の成立—』（一九六七）他。

名額 の年	発行 の月	日	寺観の 所在	値
大定	3.	4.	8	山西 錢30萬
	3.	6.	18	山西 錢100貫
	3.	11.	6	山西 錢100貫
	3.	12.		山西 見錢55貫、粟米28石5斗 1升、准省錢45貫、計100貫
	4.	5.		陝西 錢300貫
	4.	6.	3	陝西 錢100貫
	4.	6.		山西 折粟72石3斗5升、准省 錢100貫
	4.	11.	1	山西 折納粟金100貫
	4.			陝西 錢100貫
	4.			陝西 錢150貫
大定間				山西 錢100余貫
	.11.	6		山東 錢100貫
大安	1.	5.		山東 納粟
崇慶	1.	10.		山西 折納銀鈔
崇慶	1.			山西 納錢鈔
貞祐	2.	9.		河南 納鈔

- 2 小論は紙幅の都合上、関係資料の提示を旨として、金代の政治社会情勢の説明を最少限に止めた。上記関連の諸書を併読参照されんことを乞う。
- 3 拙稿「金代女真の信仰—祭天を中心として—」（『森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集』所収、一九七九）
- 4 塚本善隆「宋の財政難と仏教」（『塚本善隆著作集』五所収、一九七五）、竺沙雅章「宋代壳牒考」（『寺観の賜額について』（『中国仏教社会史研究』所収、一九八二）など参看。
- 5 外山軍治「金の海陵王」（『東洋史研究』七—四、一九四二）
- 6 三上次男「金代中期における猛安謀克戸」（『金史研究』三所収、一九七三）
- 7 詳細は拙稿「金朝に於ける寺観名額の発売」（『東方宗教』四五、一九七五）を参看されたい。なお同稿には発売価格の明らかかなものをまとめて表としたが、その部分を次に引いて参考に供したい。

泰和七年<sup>(1106)</sup>三月戊子、幸太極宮、

(同右)

章宗が道教に傾いた原因は明らかでない。或は先の会話に現れた帝王の寿命のことと関係するのだろうか。

泰和二年、皇子忒隣が生まれた時、満三月の祝いを行ったのも道観、玄真観に於てであった。不幸にして太子は翌年に没したが、その五日後、章宗は太極宮の建立を命じた。太子を祭る道観に違いない。

泰和二年八月丁酉、元妃生皇子忒隣、……十二月癸酉、忒隣生満三月、勅放僧道度牒三千道、設醮于玄真観、為忒隣祈福、丁丑、御慶和殿、浴皇子、詔百官、用元旦礼儀、進酒称賀、五品以上進礼物、生凡二歳而薨、

(『金史』卷六四、章宗元妃李氏伝)

(泰和三年五月) 辛卯、皇子葛王薨、……丙申、作太極宮、

(『金史』卷一一、章宗紀)

ただ同紀には続いて

(泰和三年十二月) 己酉、賜天長観額、為太極宮、

と記されている。国庫窮乏の折から、太極宮の營建がうまくいかなかったものであろう。かわりに天長観に太極宮の額を賜与している。天長観は金きつての名観、後の長春宮、白雲観である。太子の供養には相應の場所といえる。泰和三年以降、輦輿の轅は頻りに太極宮に向けられた。

詳細な宗教政策の記事が得られるのは章宗までである。以後三代、金末の諸帝が宗教を如何に考えていたか、また如何に処したのか、見

る可き資料は殆んどない。<sup>(34)</sup> 史に記された宗教に関わる記事は、その經濟面での利用を示すばかりである。金帝室は内外からの圧力に唯々己を支えるのがやつとで、宗教に耳目を傾ける余裕などなかったであろう。

そうした中、金の宣宗の召にも応じなかった道教界の重鎮丘長春は元光二年(一二三三)はるばる西に旅してチンギス汗に見えた。<sup>(35)</sup> 哀えゆく金朝を尻目に宗教教団の間では、やがて来るであろう蒙古の時代に向けて着々と準備が進められていたのである。

### 結び

金は建国当初より漢地宗教の監察統制に乗り出した。各教団は既に先朝から質の低下を来していて、これ以上の不課役戸、不良僧道の増加を放任するわけにはいかなかったのである。しかし私度が普通となった風俗はなかなか改められるものではなかった。私度の禁、寺観創建の禁の頻りに下された事が、その難しさを物語っている。

女真の間に漢化が進み、朝廷内部にも仏道信仰の色が濃くなると、それが統制の力を弱めた所もないではないが、各帝とも統制を必要とする考えに変わることはなかった。

ところが財政事情の悪化から行った度牒等の官売は、積み来った努力を全く無駄にするものであった。それを機に僧道は一層増加し、その質は一層低下した。やがてそうした宗教教団の利用が日常化すると、如何なる諸策禁令も、己に無意味に幾く、期待した成果をあげること

あとは見るべきものがなくなる。即位当初の意気込みは早々と止まってしまうのである。

章宗が金代随一の漢文化人であったことは有名である。外山軍治氏はその点について、「章宗は祖父世宗の遺志をついで女真中心主義を採ったけれども、自らは漢詩文や書画を善くし、金朝歴代随一の文化人であった。それは質実剛健な女真精神の鼓吹を唱えながら、次第に漢文化に同化してゆく金国を象徴するが如くであった。」と述べておられる。<sup>(31)</sup> 彼が漢地の宗教に親しみ、足繁く寺観に往来した事は、先の諸帝の比ではない。ある時に「僧道は仏老を以て利を営む」と論じながら、またある時には「三年に一試、八十人に一人しか度さぬというのは少なからずや」と疑う。臣下に「僧道は無益有損のやから。滋益すべからず」とやられると、今度は「周の武帝、唐の武宗、後周の世宗みな賢君にもかかわらず短命なりしは、偶然とはいえど因あるに似たり」と心配する。『金史』張暉伝に見える会話である。<sup>(32)</sup> 思うに、これが章宗の本心なのである。章宗が早くから宗教教団の統制から退いた要因は、主に先述した国際情勢の悪化、国政の急によって教団を効率よく利用する必要にかられたことにあると考えられるが、それと共に彼の個人的な漢地宗教好みが政事の面に影響した所も少なからずあったであろう。皇帝自らが統制を疑ったのでは、苦言の臣も献策に飽きるというものである。

さて即位の初め、章宗は頻般に仏寺に幸し、当時仏教界の第一人者と称される行秀の説法を聞いたりもした。<sup>(33)</sup> ところが承安の初めを境として、以後は特に道教の方に親近をみせる。参詣の先は専ら道観であった。それは彼が宗教界に向けて最後の策を發した丁度その頃からであ

る。次に『金史』本紀に見える章宗の寺観行幸の記事を列举してみよう。

大定二十九年六月丁酉、幸慶壽寺、

(卷九)

明昌元年六月壬辰、奉皇太后幸慶壽寺、

(同右)

明昌四年三月甲申、幸香山永安寺、

(卷一〇)

承安元年九月丁丑朔、幸天長觀、

(同右)

承安二年七月壬寅朔、幸天長觀、建普天大醮、禁屠宰七日、無

奏刑、百司權停決罰、

(同右)

承安四年二月庚午、御宣華門、觀迎仏、

(卷一一)

泰和元年三月壬申、幸天長觀、

(同右)

泰和二年十一月甲子、幸玉虛觀、

(同右)

泰和四年三月戊子、幸太極宮、

(卷一二)

泰和四年八月丁巳、幸太極宮、

(同右)

泰和五年正月乙丑、幸太極宮、

(明昌三年三月) 癸巳、尚書省奏、言事者謂、釈道之流、不拜父母親屬、敗壞風俗、莫此為甚、礼官言、唐開元二年勅云、聞道士女冠僧尼不拜二親、是為子而忘其生、傲親而徇於末、自今以後、並聽拜父母、其有喪紀輕重及尊屬礼數、一准常儀、臣等以為、宜依典故行之、制可、

とあるように、僧道は親を拜すべしといった問題もとりざたされた。こうした情況に対してうたれた次の策は、僧道の度は以後定期的に設ける国家試験によって行なうというものであった。

(明昌元年六月) 甲辰、勅僧道三年一試、

(『金史』卷九、章宗紀)

この詳細が『金史』卷五五、百官志、礼部の条に、

凡試僧尼道女冠、三年一次、限度八十人、差京府幕職或節鎮防禦佐貳官二員、僧官二人、道官一人、司吏一名、從人各一人、厨子二人、把門官一名、雜役三人、僧童能誦法華・心地觀・金光明・報恩・華嚴等經共五部、計八帙、華嚴經分為四帙、每帙取二卷、卷拳四題、誦百字為限、尼童試經半部、与僧童同、道士女冠童行念道德・救苦・玉京山・消災・靈宝度人等經、皆以誦成句、依音釈為通、中選者、試官給拋、以名報有司、凡僧尼官見管人及八十、道士女冠及三十人者、放度一名、死者、令監壇以度牒申部毀之、とある。三年に一試、しかも及第者は八十人を限度とするというのであるから、甚だ狭き門である。これでは厳し過ぎると考えたに相違ない。この七年後には、一部長老、大師、大徳らに弟子を度する特権を与え、度される者の数が増やされた。

(承安元年六月) 丁卯、勅自今長老・大師・大徳、不限年甲、長

老・大師、許度弟子三人、大徳二人、戒僧年四十以上者度一人、其大定十五年附籍沙弥年六十以上、並令受戒、仍不許度弟子、尼道士女冠、亦如之、

(『金史』卷一〇、章宗紀)

とはいえ、私度が阻止しきれぬまでに蔓延してしまつてから試験制度を持ち出したのである。やはり時宜に失し、遅きに過ぎた制度と言う可きであろう。

一方、女真帝室、上級官僚の間にも、漢地宗教の浸透はかなりに進んでいた。しかし政を執る者、漢地に覇たる者が宗教に流されて良いはずもない。続く明昌二年(一一九一)、その点についても沙汰された。

『金史』卷九に、

(二月) 壬辰、上始視朝、勅親王及三品官之家、毋許僧尼道士出入、とあるのがそれである。

その旨を受けた出来事がすぐに皇帝の膝元大興府で起つた。『金史』卷一〇五、王脩伝に、

王脩、：明昌二年、改知大興府事、時僧徒多游貴戚門、脩惡之、乃禁僧午後不得出寺、嘗一僧犯禁、皇姑大長公主為請、脩曰、奉主命、即令出之、立召僧、杖一百死、京師肅然、

とある。皇姑大長公主がかばつたにも拘らず、貴門出入の禁を破つた僧は杖刑に処せられ死亡した。『歸潜志』<sup>(30)</sup>にも同事件を記して「これより京輦肅清して、人敢て犯すなし」とある。王脩は暫らくして、これとさらに人の罪を責めたとの咎で一時解職を被つた。問題が貴戚の事だけに、反発が大きかつたのかもしれない。

しかし章宗の宗教政策は、先掲承安元年(一一九六)の制を最後に、

世宗はまた道教も好んだ。『金史』卷九二、徒单克寧伝に、

世宗頗信神仙浮圖之事、

とあり、『金史』卷九一、敬嗣暉伝に、

世宗頗好道術、謂嗣暉曰、尚食官毋於禁中殺羊豕、朔望上七日、

有司毋奏刑名、

とあるように、宮中であつて道教の戒律を實行したというし、天長觀に幸しては祭儀を執り行つて<sup>(26)</sup>いる。天長觀は当時の道教界の拠点である。

しかし、世宗は私的な宗教心を政事に持ち込むことを厳に慎しんだ。為政者としての彼は、全く儒教の考え方に徹しようとしたと言つてよい。女真文化の廃れゆくのを憂えて、その復興に心を尽したこともあつたが、それとても完全に女真文化に復帰しようとの考えではなく、あくまで中国文化、儒教思想を基とした上での女真文化の保存であつた。<sup>(27)</sup>世宗にはこうした言葉がある。

(大定八年正月) 辛未、謂秘書監移刺子敬等曰、昔唐虞之時、未有華飾、漢惟孝文、務為純儉、朕於宮室、惟恐過度、其或興修、即損宮人歲費以充之、今亦不復營建矣、如宴飲之事、近惟太子生日及歲元嘗飲酒、往者亦止上元中秋飲之、亦未嘗至醉、至於仏法、尤所未信、梁武帝為同泰寺奴、遼道宗以民戸賜寺僧、復加以三公之官、其惑深矣、

(『金史』卷六、世宗紀)

乃ち帝王たる者仏教に溺れて華美に走ることなく、儉約に努めるべきであると言うのである。またこうした言葉もある。

(大定十九年三月己卯) …上謂宰臣曰、人多奉積老、意欲徼福、

朕蚤年亦頗惑之、旋悟其非、且上天立君、使之治民、若盤樂怠忽、欲以僥倖祈福、難矣、果能愛養下民、上当天心、福必報之、

(『金史』卷七、世宗紀)

乃ち為政者の幸福は、人民を愛養してこそ得られるとの考えである。

もし右の「蚤年仏道に惑うたこともあつたが、その非を悟つた」との述懐が本当だとすれば、妄信にだけは走らなかつたということであろうか。世宗が仏寺を建て道觀に幸した記事は、晩年の事を除けば大定の初めに多い。<sup>(28)</sup>或はそれを指すのかもしれない。大定二十七年、世宗はこう語つてゐる。

(十二月甲申)、上諭宰臣曰、人皆以奉道崇仏、設齋誦經為福、

朕使百姓無冤、天下安樂、不勝於彼乎、爾等居輔相之任、誠能匡

益國家、使百姓蒙利、不惟身享其報、亦將施及子孫矣、

(『金史』卷八、世宗紀)

世はあげて仏道を崇奉している。そうした中であつて、仏道を信仰しつつも政を儒で貫き通そうとした皇帝の複雑な心境が、ここに吐露されているようである。

第六代章宗も、宗教界肅清の方針をとつた。即位後間もなく私度の禁令を下して<sup>(29)</sup>いる。

(明昌元年正月) 戊辰、制禁自披剃為僧道者、

(『金史』卷九、章宗紀)

明昌元年(一一九〇)といへば、世宗の最後の統制策から十年余りの時が経過している。その間、一向に収まらない宗教教団の膨張は諸処に弊害を生み出し、次々とかまびすしい論議を醸し出した。例えば『金

史』卷九、章宗紀に、

初め漢地の宗教に対してたいそう好意的であつた世宗であるが、大定九年（一一六九）の頃からその態度を硬化させた。女眞の統治に抵抗する漢人、契丹人らが或は国外に逃亡し、或は釈道に仮託して乱を起すといった事件が度々発生したためである。<sup>(23)</sup> 大定十四年（一一七四）には、

四月乙丑、上諭宰臣曰、聞愚民祈福、多建仏寺、雖已条禁、尚多犯者、宜申約束、無令徒費財用、

（『金史』卷七、世宗紀）

との禁令が下された。これによれば、以前にも同様の命令の出されていた事がわかる。そして大定の十八年（一一七八）にも、重ねて創建の禁が通達された。

（三月）己酉、禁民間無得創興寺觀、

（『金史』卷七、世宗紀）

大定二十年（一一八〇）になると新たな手がうたれる。『山左金石志』卷一九所収の存留寺碑に、

大定二十年七月立、書体詳後、碑高四尺、広二尺三寸、在鄆県東北董家寨白泉寺、右碑額題、篆書勅賜存留寺碑、三行、字徑四寸、中刻公拋文、正書徑三分、屋基年月、行書徑七分、末結銜、正字徑二寸、此拋朱朗齋所録載之、皆未及行数、碑載大定二十年聖旨、令寺觀無名額及無神仏像者、悉令除去、聽易与俗人居住、其有神仏像者、不忍併毀、特許存留、此華嚴堂、因有泗州大聖及十六羅漢像、准与存留、給拋收執、額所謂勅賜存留者、以此世宗毀寺觀、史無明文、惟本紀載、大定十九年三月、上諭宰臣曰、人多奉釈老、意欲繳福、朕蚤年亦頗惑之、旋悟其非云云、想嗣是即命刑部、行

下州県、点検分別去留、而史不載也、僧道事、応隸礼部、而此云刑部者、因聖旨内有所造罪犯、亦与免放云云、応帰刑部、蓋其時新制、創造寺觀、尽合断罪也、

とあるのがそれである。やや判りにくい所があるが、要するに神仏の像のない悪質な寺觀は、これを廢毀するとの沙汰である。<sup>(24)</sup> これまでは専ら寺觀の創建を禁じ、制限することによってその質的低下の抑制を図ってきたのであるが、ここに及んで現存寺觀の総点検となつた訳である。『山右石刻叢編』卷二三所収の大雲禪院碑にも、

沁州銅鞮県郭村張舜等告、本村古旧釈迦仏堂一所、内有塑像神仏、於大定二十年、給到存留公拋、今拳請到僧善忠住持、縁自来別無名額、今買到空名院額一道、乞書填作大雲禪院、住持施行、本所照勘相同、合行給賜者、

とみえる。この制はほぼ全国的に実施されたと考えられる。ところがその内容を見てみると、創建の禁を破つて建てられた寺觀であってもまた古くから名額を持たぬ寺觀であっても、現在神仏の像さえあれば存続を許すというのである。これだけのことに、みすみす引つ掛る僧道信徒ではあるまい。世宗の宗教界に加えた統制策が、これを最後として、一応の成果を収めたものと受けとられるが、一連の統制令を締めくくる制としては、いささか拍子抜けの感がある。

ところで私的な面に於ては、世宗は漢地の宗教に頗る親近した。彼の生母李氏は、遼陽の渤海人貴族の出で、仏教を篤く信仰した。夫の亡き後、遼陽に清安寺を建立し、自らは垂慶寺を建てて住んだ。その没後、世宗は幾度も両寺を莊嚴せしめ、母を追慕して参拝している。<sup>(25)</sup> 母の仏教信仰は、必ずや世宗にも強い影響を与えたことであろう。



ている。

金廢度僧道、

(『仏祖歴代通載』卷二〇、庚午の条)

こうした彼の言行に加えて、上京の儲慶寺が徹底的に破壊されたり、<sup>(17)</sup>また神仏の祭祠を禁じたりした事などから、海陵が宗教界を弾圧したとする見方があるが、しかし儲慶寺の破壊は、前熙宗勢力掃討の一環として命じられたのであり、後者は南宋の攻略に際して、戒嚴下での集会、沉費の支出を禁じたものと解釈できる。終始混乱して何かと統制の多い海陵の時代であった。前述の如く欠乏した国家財政を補う一策として、宗教教団にも利用の手が伸ばされ始めた。しかし宗教活動を息苦しくしたのは事実としても、ことさらに圧迫を加えたとするのは過ぎた解釈と思われる。海陵の世にも建築の進められていた寺観がある<sup>(19)</sup>のであり、『山西通志』卷一七〇には、

仁壽寺、…宋熙寧間、賜額壽聖、僧悟通建浮圖飛樓、元豐間修、  
金貞元三年、勅修、

と、勅修された寺院のあったことも伝えられている。<sup>(20)</sup>

かわって立った五代世宗は、まず海陵以来の乱禍の收拾に努めた。大定二年(一一六二)契丹人らの反乱を鎮定し終え、大定五年には宋と和を結んだ。<sup>(21)</sup>

世宗が最初に行った宗教政策は、大定二年の神仏祭祠禁令の解除、そして燕京での大刹勅建であった。

(正月)甲戌、除迎賽神仏禁令、

(『金史』卷六、世宗紀)

壬午(大定二年)、金国移都燕京、勅建大慶壽寺成、詔請玄冥禪師

顯公開山第一代、勅皇子燕王、降香賜錢二萬沃田二十頃、

(『仏祖歴代通載』卷二〇)

右には、慶壽寺の落慶式に皇子にも奉獻の礼をとらしめたところがあるが、燕王なる人物は実在していない。<sup>(22)</sup>とはいえこうした記事が残された所から見れば、仏教側はこれを金帝室あげての信奉と解して大歓迎しており世宗の意図した所、即ち民心の懐柔は大いに成功を収めたといえる。『金史』卷六に、

(大定六年)五月戊申、幸華嚴寺、觀故遼諸帝銅像、詔主僧謹視之、

とあるのも同じ線に沿った気配りである。

ところが時を同じくして、世宗は度牒名額等の長期に亘る販売を行った。前章に述べた如くである。勿論国家財政立て直しのためであり、民心の撫慰にも一役かったことであろう。併しながら、そこで当初の目的は果たされたとはいえ、一面重大な問題を残してしまった事を指摘しなければならぬ。五年の間にはかなりの数の名額度牒等が売られたと察せられる。それは一見社会が落ち着きを取戻し、宗教界の活動が活発化したとも受けとれる。しかし翻って考えると、その売れた数だけ金朝下の戦乱を厭い、統治を訝って寺観僧道への逃避を図った者がいたと言うこともできるのである。その内実はともかくとしても、ここに公牒を求めた僧道は、従前の私度の者と比べて質的に何ら変わる所はなく、乃ちこの制が齎したものは、宗教教団の一層の質的低下、不課役戸増大の助長以外何物でもないのである。この実施は、やがて国初からの問題をより深刻にし、宗教界肅清の将来を甚だ困難なものにすることになる。

との詔を下して偽濫僧道の増加を止めようと図った。また熙宗も、左に見える如く、刑法の改訂に当って新たに、僧尼の窃盜を犯した者には極刑を以てするとの条文を著わしめ、不良僧尼に対して厳しい態度で臨む旨を表明している。<sup>(14)</sup>

新律之行、大抵依倣大宋、……惟僧尼犯姦及強盜、不論得財不得財、並処死、与古制異矣、

『大金国志』卷二二、熙宗皇統五年（一一四五）の条

今更言うまでもないが、仏道教側の言辞には、自らの状況を良くにつけ悪しきにつけ誇大に表現する傾向がある。かつ諸処の寺觀僧道が残すだけにその記録の数も多い。それに比べると官側の記録は、集約されて頗る少数簡略である。また急な情勢下に在ってはまとまった記録を編み難い。従つて時には豊富な宗教側資料に圧倒されて、短かい官製記録が余りに弱々しい場合がある。金朝初期の宗教記事についても、そうした感がないではない。統制を示す記録は右掲の二条に止まり、いささか少ないのではあるが、その実の重さを重視したい。

さて右の二条には「僧尼」としか見えていないが、道教側にも同じく多くの私度の輩がいたはずである。従つて実際の統制に当っては、僧尼道士女冠のすべてを対象としたに相違ない。金代の宗教に関する記事を偏に崇び、片方を黜けたという例はない。金代の宗教に関する記事は、大抵「仏道」もしくは「僧尼道士女冠」などと両者を併せて記している。皇帝が個人的に懐いた信仰は別として政治上では、両者は常に平等に扱われていたと見てよい。それでも全般的に「僧尼」の称が多いのは、その人数が多く、生じた問題もそれだけ多かつたことに起

因するものであろう。

四代は海陵王である。彼は熙宗を弑して位に即くや、燕京遷都、反勢力の追求、軍備の充実と所志を次々に敢行した。それは金を完全な専制国家とし、更に南宋を討つて全中国に君臨せんとするものであった。しかし、余りに急激な諸事遂行は、その業を中途にして挫折せしめた。宋の力は尚も強く、国内各地には反乱が勃発した。海陵は南伐のさ中、部下の手にかかつて終る。<sup>(15)</sup>

そうした彼に仏道信仰の跡を見出すことはできない。海陵が宗教をどのように見ていたか、『金史』卷八三、張通古伝に見える話が参考になる。

会磁州僧法宝欲去、張浩・張暉欲留之、不可得、朝官又有欲留之者、海陵聞其事、詔三品以上官上殿、責之曰、聞卿等每到寺、僧法宝正坐、卿等皆坐其側、朕甚不取、仏者本一小国王子、能輕舍富貴、自苦修行、由是成仏、今人崇敬、以希福利、皆妄也、況僧者、往往不第秀才、市井游食、生計不足、乃去為僧、較其貴賤、未可与簿尉抗礼、閭閻老婦、迫於死期、多歸信之、卿等位為宰輔、乃復效此、失大臣体、張司徒老成旧人、三教該通、足為儀表、何不師之、召法宝謂之曰、汝既為僧、去住在己、何乃使人知之、法宝戰懼、不知所為、海陵曰、汝為長老、当有定力、今乃畏死耶、遂於朝堂杖之二百、張浩・張暉杖二十、

君を輔佐する大臣ともあろう者が、仏教の前に己の体を失してはならない。朝廷内に在る仏道信奉者は、漢人はもとより女真に至るまで、専制権確立を目指す海陵のきびしい言動に緊張したことであろう。<sup>(16)</sup>

海陵は夙く即位の翌年、天徳二年（一一五〇）に僧道の度を禁止し

其物価低昂、權宜立式、……或僧道官・師德号・度牒・寺觀院額等、並聽買之、……

（『金史』卷一〇七、高汝礪伝）  
そして『金文最』卷一七の興福禪院功德記には、

興福禪院在登封醴泉鄉之西保、其初檀越郃智進買地於蔣整家、築  
仏屋其上、請少室清涼僧浄文居之、正大中、以恩例得今名、自是  
土木有加焉、

とある。ここに云う正大中（一二二四—一二三二）とは、金朝最後の皇帝哀宗の治世である。資料に明記された所の度牒等発売は以上の如くであるが、おそらくこれ以外にも多数の実施が為されていたことと察する。

これら金朝末期に売り出されたものは、以前に比べると価格は格段に下っていたであろう。比較的値の明らかな名額について言えば、大定初めには大体百貫であったものが、崇慶元年には銀鈔粟の折納となり、額も全く不明瞭となった。<sup>(10)</sup>併しながら、こうした動乱期に、しかも蒙古の前に為すすべのない金の治下に在っては、度牒・紫衣・師号に本来の効力価値があったとは思えない。買う者があるからこそ売ろうとしたのであろうが、いったい既に魅力に乏しいものがどれほど売れたものか、頗る疑問である。<sup>(11)</sup>

この他、貞祐四年（一二一六）には、銀錢ならぬ粟を納めしめて、それ相当の僧道官を与えるという制が定められた。『金史』卷一四、宣宗紀に、

（貞祐四年八月甲寅）、三原県僧広恵、進僧道納粟多寡与都副威儀及監寺等格、従其言鬻之、

とあり、さらに詳しい記録が同卷五〇、食貨志に、

（貞祐）四年、耀州僧広恵言、軍儲不足、凡京府節鎮以上僧道官、乞令納粟百石、防刺郡副綱威儀等、七十石者乃充、三十月滿替、諸監寺十石、周年一代、願復買者聽、詔従之、

（入粟鬻度牒の条）

とある。これを進言したのは僧であった。そもそも国家財政は朝廷に於て議し、權威を以て行われるものである。度牒名額の発売然り、銅器の拘括も亦然りである。ところがここに至っては、一介の僧の発案をすぐさま聴き届けている。金朝の衰微をそのまま物語るものと言つてよからう。

## 二 諸帝の宗教界に対する施策

漢地を征服統治した金帝室の中に、仏教の浸透の早かつた事は、先に拙稿「金代女真の信仰——仏教の受容について——」にて論じたとおりである。<sup>(12)</sup>二代太宗は、女真最初の親仏皇帝として歓迎されたようであるし、三代目の熙宗は、勅建の大刹儲慶寺に於て后と共々主僧に接足の礼をとり、仏書に「その欽敬古より未だ有らざるところ」と評された奉仏皇帝であった。<sup>(13)</sup>

併しながら、両帝がその一方で共に、偽濫僧道の横行する宗教界の状況を厭うて、その取り締りに意を用いていた事には、より一層注目する必要がある。太宗は天会八年（一一三〇）に、

五月癸卯、禁私度僧尼、

是尚書、結銜殘断、其可見者、有国史字張字、

『金石萃編』卷一五八に載せられた真清觀の牒は、翌大安元年（一二〇九）に売られたものである。

尚書礼部

拋登州棲霞縣第一都太虚觀丘処機状告、同懷州修武縣劉志敏状告、伏為懷州修武縣七賢鄉馬坊村有道庵一所、自來別無名額、於東平府納粟、請買到日字号空名觀額一道、乞書填為真清觀者、

牒、奉

勅可特賜真清觀、牒至准

勅、故牒、

大安元年五月 日 令史王貞 主事翟昌言

奉直大夫翰林修撰同知制誥權員外郎趙

朝請大夫礼部員外郎納蘭

中憲大夫礼部郎中兼国子監丞王

翰林學士承旨中奉大夫知制誥兼礼部侍郎同修国史提点司提□士

張

皇弟開府儀同三司判礼部尚書韓王

また『金史』卷一三、衛紹王紀には、

崇慶元年五月、…詔売空名勅牒、河東・陝西大饑、斗米錢数千、

浮苧滿野、

と崇慶元年（一二二二）の官売が記され、また『金史』卷一〇四、奥屯忠孝伝には、

貞祐初、…中都困急、糧運道絶、詔忠孝搜括民間積粟、存兩月食用、悉令輸官、酬以銀鈔或僧道戒牒、

という記載がある。貞祐の初め、中都がもう陥落するという時であるから、これは貞祐元年（一二二三）の事と察する。この場合、官が強いての糧食搜括の報酬である。その殆んどは安上りの交鈔や度牒で済まされたのではあるまいか。

次は『莊靖先生遺集』卷八、重修悟真觀記に見えるものである。

高平県南、二仙廟者、在張莊李門之間、唐曰真沢、宋曰冲惠、冲淑真人為居、民祈禱之所無称、不応一方之休戚係焉、大金貞祐甲戌歳、国家以征賦不給、道士李処静徳方納粟於官、勅賜二仙廟、作悟真觀、

貞祐甲戌とは二年（一二二四）をさす。発売の記事はまだまだ見出せる。

貞祐三年（一二二五）四月、…（晋鼎）又言、平陽、歳再被兵、人戸散亡、樓櫓修繕未完、衣甲器械極少、庾廩無兩月食、夏田已為兵蹂、復不雨、秋種未下、雖有復業殘民、皆老幼、莫能耕種、豈足徵求、比聞北方劉伯林、聚兵野狐嶺、將深入平陽、絳・解・河中、遂抵河南、戰禦有期、儲積未備、不速錯置、実関社稷生靈大計、乞降空名宣勅一千・紫衣・師徳号・度牒三千、以補軍儲、上曰、鼎言是也、有司其如数亟給之、

（『金史』卷一〇八、晋鼎伝）  
（貞祐三年五月）壬戌、降空名宣勅・紫衣・師徳号・度牒、以補軍儲、

（『金史』卷一四、宣宗紀）  
興定三年（一二二九）、河南頗豊稔、民間多積粟、汝礪乃奏曰、国家之務、莫重於食、今所在屯兵益衆、而修築新城、其費亦広、若不及比豊年、多方營弁、防秋之際、或乏軍興、乞於河南州府、驗

くなつた。

泰和四年(一一〇四)、欲増鑄錢、命百官議所以足銅之術、……幸臣謂、鼓鑄未可速行、其銅冶聽民煎煉、官為買之、凡寺觀不及十人、不許畜法器、民間鍮銅器、期以兩月、送官給價、匿者以私法坐、限外人告者、以知而不糾、坐其官、寺觀許董行告者賞、俟銅多、別具以聞、

(『金史』卷四八、食貨志、錢幣の条)

十人に満たぬ寺觀は、法器をすべて没収する。寺觀が虚偽の報告をし、もし後で發覺した場合は、責任者を徒刑に処し、告者には賞を与える。一般民戸についても、必ず二箇月以内に銅器を提出せしめ、取りたてに手ぬかりがあつた時には、その担当官も罰するという、甚だ厳しい沙汰であつた。

また度牒の販売は、飢饉救済の資金を得るためにも利用された。『金史』卷五〇、食貨志、入粟鬻度牒の条に、

(承安)三年、西京饑、詔売度牒以濟之、

と見える。同様な例は、承安四年(一一九九)、またその七年後、章宗の治も終りに近い泰和六年(一二〇六)にも見る事ができる。

(承安)四年、河東行省胥鼎言、河東兵多民少、倉空歲饑、竊見潞州元帥府、雖設鬻爵恩例、然条目至少、未足勸率之術、今擬凡補買正班、依格止廡一名、若願輸許增廡一名、僧道已具師号者、許補買本司官、……

(『金史』卷五〇、食貨志、入粟鬻度牒の条)

(泰和六年)、……山東連歲旱蝗、沂・密・萊・莒・濰五州尤甚、萬公慮民飢盜起、当預備賑濟、時兵興、国用不給、萬公乃上言、乞將

僧道度牒・師德号・觀院名額并塩引、付山東行部、於五州給売、納粟易換、……上皆從之、

(『金史』卷九五、張萬公伝)

發売の記事が以上の如く頻般に見え、それぞれが年次および地域を違えている所からすると、各々の發売期間はそう長くはないのかもしれない。しかし財政難といえはすぐに度牒發売の議を持ち出すというのは、その状況が極めて苦しいものであつたことを示している。この頃迄つては、もう僧道の質を問う社会の乱れを慮る余裕などはない。金朝にとって、僧道寺觀は唯々収奪の対象としてしか捉えられなかつた。

金宋の戦いは、泰和七年(一二〇七)、金と同様財政の疲弊に苦しむ宋が和議を申し入れて終結した。ところが替つて襲来した蒙古軍の勢いは尚更にすさまじく、金は抗しきれず退却し、汴に都を遷すことを余儀なくされた。また前にもましてひどい黄河の氾濫にも見舞れた。社会不安が続く中で、漢民族の反発は日増しに高まつた。<sup>(9)</sup>

入粟補官、度牒名額の販売は遂に日常の事となる。『授堂金石文統跋』卷一二の洞真觀勅牒からは、泰和八年(一二〇八)發売の事実を知り得る。

右碑上鐫尚書礼部牒、另行小字、載登州棲霞县王玖同邱処機状告、泰安州萊蕪县山口店長豊村旧有道院、并白鶴村屋宇地土等一所、未有名額、今売到乙字等十一号觀額、乞書填作洞真觀、……中行小字、嘉定元年、泰和捌年閏四月、旁書金主景、無印文、惟空方正書一印字、他勅牒未有此式、後題員外郎不書氏、官欠員也、朝請大夫郎中兼国子監丞王、□□大夫礼部侍郎兼秘書少監喬、末行当

高値ではある。<sup>(7)</sup>

大定の中ばになり、通貨不足により経済に支障をきたした際、ここでも寺観の財産利用が図られた。銅を新たに使用することを禁じると共に、贅沢品と目される民間銅鍮器の拘括を行ったのである。『金史』卷四八、食貨志、錢幣条に、

(大定)十一年二月、禁私鑄銅鏡、旧有銅器、悉送官、給其直之半、  
惟神佛像・鐘磬鈸鈸・腰束帶・魚袋之屬、則存之、

と見える。これによれば、一応神佛像をはじめ、鐘磬鈸鈸など祭礼儀式の諸道具は対象から外されているのであるが、寺観には一般に比べると蓄えられた器具の類が少なくない。同条にまた、

初大定間定制、民間応許存留銅鍮器物、若申売入官、每斤給錢二百文、其棄藏応禁器物、首納者、每斤給錢百文、非器物銅貨一百五十文、不及斤者、計給之、在都官局及外路造売銅器価、令運司佐貳檢校、鏡每斤三百十四文、鍍金御仙花腰帶十七貫六百七十一文、五子荔支腰帶十七貫九百七十一文、擡級羅文束帶八貫五百六十文、魚袋二貫三百九文、鈸鈸鑿磬、每斤一貫九百二文、鈴杵坐銅者二貫七百六十九文、鍮石者三貫六百四十六文、

とあり、当の儀式用具の値が細かく定められていたことからしても、官がそれらの品をあてにしていたことは明白である。自発的に差し出した者もいたのであろうが、中には強制的に没収された所もあったことが推察される。前の記事に「悉送官」とあり、後の記事に「其棄藏応禁器物首納者云々」とあるのが、此度の令の徹底ぶりを物語る。

さて替って章宗の代になると、金は相次ぐ内憂外患に悩まされる。北辺の強敵蒙古の動きが活発となり、これに備えての界濠修築が必要

となった。内では黄河が連りに氾濫し、これに対する土地政策がうまく運ばなかった。そうした所へ、金の衰えを知った宋が攻め込み、泰和六年(一二〇六)には本格的な交戦状態に入ったのである。<sup>(8)</sup>莫大な出費を支える一策として、ここに再び宗教教団の積極利用が開始される。

まず承安二年(一一九七)に、

(四月甲子)、尚書省奏、比歲北辺調度頗多、請降僧道空名度牒・紫褐・師德号、以助軍儲、從之、

(『金史』卷一〇、章宗紀)  
承安二年、売度牒・師号・寺觀額、復令人入粟補官、

との詔が下された。(『金史』卷五〇、食貨志、入粟鬻度牒の条)

今回の発売には、軍事費を捻出することに加えて、また乱発状態にあった交鈔の回収も併せて意図された。不足した錢を補うための交鈔ではあったが、発行の量が過ぎて、反って流通を阻害する方向に働いてしまったのである。承安三年(一一九八)の命に、

九月、以民間鈔滯、……降補官及德号空勅三百、度牒一千、從兩行部指定処、限四月進納補換、

(『金史』卷四八、食貨志、錢幣の条)  
とある如くである。

同時に錢の増鑄も進められた。ところが、その材料の主な調達先はいえ、また民間所有の銅鍮器であった。とはいえ先に一度摂取した後であるから、その取りたての幅は更に拡大される。ここに至っては、孰れの寺観にあつても法器等に及ぶ被害を避けることができない

きたしている時、国庫を補う手段としては、それは誠に簡便かつ確實なものである。北宋に始まるこの策を、やがて金朝も倣つて実施する。<sup>(3)</sup> 予想どおり民間は大歓迎を示し、先を争つてこれを求めた。

しかし、これには動もすれば社会を一層の混乱に陥し入れる危険がある。安易にとるべき方策でないことは論ずるまでもない。いったい金朝の宗教教団の利用は、どのように進められたのであろうか。

金に於ける寺観名額の発売は、海陵王の正隆年間（一一五六一—一一六一）に始まつたようである。『山右金石記』卷七所収の大雲寺碑に、  
……碑云、寺於正隆中、遇国家降売名額、詣官投状納縉、賜大雲勅額、

とあることから、それは察せられる。ただこの他に正隆中発売の事実を示すものが殆んどない。いささか心もとないのであるが、資料自体に問題点はなく、かつ当時<sup>(4)</sup>が海陵王の南宋討伐に際して軍備の整えられていた交であつてみれば、発売を特に疑問視する所はない。資料が少いのは、その発売規模の小さかつたことを示しているのかもしれない。

海陵はまた、僧尼道士女冠らの所有する土地に目をつけた。宗教者である彼等が財を蓄えるのは理に合はぬと考えたものであろう。海陵はこれを拘括し、耕地として女真人戸に与えた。『金史』卷四七、食貨志、田制の条に、

海陵正隆元年二月、遣刑部尚書紇石烈婁室等十一人、分行大興府・山東・真定府、拘括係官或荒閑牧地、及官民占射逃絶戸地、戍兵占佃宮籍監、外路官本業外增置土田、及大興府・平州路僧尼道士女冠等地、蓋以授所遷之猛安謀克戸、且令民請射、而官得其租也、

とある。この頃、南方に移居したものの良質の土田を得ることができぬ女真の間に生活苦が問題化していたのである。<sup>(5)</sup> 大興、平州は、かつての遼の都附近であり、また海陵が敢えて遷都した金の主都城である。さぞかし多くの寺観が薨を連ね、僧道を擁していたことであろう。

世宗の代に入ると、名額および度牒等の官売が金朝の全域に亘つて大々的に行われた。その原因は、海陵王南伐以来の喪乱による国庫の欠乏に在り、これを補充する企図の一つであつた。発売は大定二年（一一六二）に始まり、五年（一一六五）に至つて停止された。『溥南遺老集』卷四二所収清虚大師侯公墓碣に、

大定二年、凡积道之居無名額者、許進輸賜之、  
とあり、『金史』卷五〇、食貨志、入粟鬻度牒の条に、

（大定）五年、上謂宰臣曰、頃以辺事未定、財用欠乏、自東南兩京外、命民進納補官、及売僧道尼女冠度牒紫褐衣師号寺観名額、今辺鄙已寧、其悉罷之、

とある。右によれば、名額度牒の他に紫褐衣、師号も売られたと云う。それらの代価は、必ずしも銭で納める必要はなかつた。粟に折して納めたり、錢粟併納でもよかつた。<sup>(6)</sup> 明らかにより買ひ易くして大量に売りさばこうとの国の姿勢が窺われる。

しかし、これ以後発売を全くやめたというわけではなかつた。食貨志同文に続いて、

慶寿寺・天長観、歳給度牒、每道折銭二十萬以賜之、  
と記されている。乃ち慶寿寺、天長観といった勅宮建の大寺観に対しては、特別に続行したのである。但し一枚につき二十萬というのは、これまでの寺観名額ですらおよそ銭百貫であつたのに比べると、甚だ

# 金朝の宗教政策

今井秀周

はじめに

- 一 国家財政上の宗教教団の利用
- 二 諸帝の宗教界に対する施策

結び

はじめに

小論では、金朝が宗教界に対してとった諸策をまとめ、その宗教政策を分析する。

通説によれば、金代の道仏二教も遼、宋におとらず盛んであったという。山西では大蔵経が彫印され、山東では新たな道教教団が生まれ育っていた。だが果して、単に「盛んであった」と論じて良いものか。一度問いなおす必要があると考えたのである。

嘗て金朝の宗教政策に論及したものとしてみれば、仏教については野上俊静氏の「金帝室と仏教」「金の財政策と宗教教団」の両論文が、また道教については陳垣氏の『南宋初河北新道教考』、窪徳忠氏の「金元時代に於ける道教の概説」「中国の宗教改革」などが主としてあげられる。<sup>(1)</sup>小論もこれらに依る所が大きい。先学の高論に少しでも補う所があればと思う。

なお論述の繁を考え、小論は全体を二つに分けた。まずは金国が国家財政上行った宗教教団利用の跡をたどり、これをふまえて次に各皇帝の宗教に対する考え方、及びその政策を考察する。

- 一 国家財政上の宗教教団の利用

金は遼および北宋を征服して成った国家であるが、かねて当地に行われていた道仏二教については、国初よりそのまま存続せしめる方針をとった。異民族支配下での人心の撫慰をねらったものである。自らは元来シャマニズムを信奉し、<sup>(2)</sup>漢地とは文化風俗を大きく異にする女真であったが、時にはその主要の寺觀に厚くし、時には皇帝自身が祭儀に臨んだ。

ところが王朝交替の長年に亘る動乱、新政権下での不安と不満がひびいて、金の治下には自ら僧道となり寺觀を創めて、兵難税役を逃れる者が続出した。もしこれらを放任しておけば、不課役戸が増大し、国力を弱め、寺觀は不穩分子の巢窟ともなりかねない。よって金朝は、宗教を以て懐柔する傍ら、不良僧道の取り締りに早くから意を払った。二章に述べる如くである。

併しながら、国としては逆にそうした社会状況をうまく利用するという方法もあった。即ち僧道の度牒、寺觀の名額等の官売がそれ以外ならない。何時取り締りを被るかもしれぬ者共は、これを絶好の機会と見てとびつくに違いない。寺觀の名額は売れる数に限りもあるが、度牒の方は単価こそ安いものの需要が極めて多からう。社会に混乱を